# 入札公示

## 入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年4月2日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　名執　雅子

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

**○第１号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）構内整備第２期工事

⑶　工事場所　沖縄県糸満市字真栄平出口原1281ほか９筆

⑷　敷地面積　78,671㎡（全体敷地面積）

⑸　工事内容

ア　外構（造成約290,000㎡、擁壁（長さ約780m・高さ0.5m～6.1m）、外塀（長さ約430m・高さ2.5m～10.2m）、屋外排水、工作物）

イ　取壊し（アスファルト舗装約2,200㎡、工作物、既存樹木抜根約3,100本）

ウ　工事種目　建築一式工事、電気設備一式工事、機械設備一式工事

エ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成28年３月29日まで

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート約5,100㎥、鉄筋約140ｔ

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　指名されるために必要な要件

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成27・28年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成27・28年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　所属建設業者から入札参加意思表明書の提出のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。

⑸　平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止期間中でないこと。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

3　入札参加者を選定するための基準

次に掲げる指名基準による。

⑴　不誠実な行為の有無　以下の一に該当する場合は、指名しない。

ア　指名停止期間中であるとき。

イ　法務省所管において発注する工事（以下「法務省発注工事」という。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることにより受注者として不適当であると認められるとき。

㋐　工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に受注者が従わない等、請負契約の履行が不誠実であって、改善が認められないとき。

㋑　一括下請、下請代金支払い遅延及び特定資材等の購入の強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約が不適切と認められるとき。

㋒　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、明らかに受注者として不適当と認められるとき。

⑵　審査基準日（※）以降における経営状況以下の一に該当する場合は、指名しない。

ア　手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止を受ける等、経営状態が極めて不安定であるとき。

イ　商法（明治32年法律第48号）附則第８条の経過措置が適用され、改正前の商法第381条の規定に基づく整理開始の申立てがなされたとき。

ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき（手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けたときを除く。）。

オ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき（手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けたときを除く。）。

⑶　審査基準日以降における労働福祉の状況　労働者に対する賃金不払いの事実がある等、受注者として不適当であるときは指名しない。

⑷　地理的条件　建設業法に基づく営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制の確保ができないと思料されるときは指名しない。

⑸　法務省における手持ち工事の状況　工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力がないと認められるときは指名しない。

※本基準の審査基準日とは、法務省における当該工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をした日の直前の営業年度の終了日をいう。審査基準日以降における状況等に係る事項について、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

4　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

5　入札説明書の交付方法

指名通知書と併せて送付する。